

資料 1-2

石環第290号
令和3年8月19日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 齋藤正美



G-Bio 石巻須江発電事業環境影響評価準備書に対する意見について（回答）
令和3年7月9日付け環対第192号で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出します。

担当：生活環境部環境課 環境保全G
電話：0225-95-1111（内線3367）



G-B10 石巻須江発電事業環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

(1) 本市では、石巻市環境基本計の中で5つの基本目標があり、目標の一つに「環境負荷の低減」を掲げ、市民が安全で快適な生活環境の中で安心して暮らすことのできる社会を重要な目標として掲げている。

本事業については、事業に対する不安等から、建設に反対する住民運動も展開されており、本年3月、周辺住民が組織する市民団体から本市議会に対し、「石巻須江火力発電所建設計画に関する意見書」の提出方請願書が提出され、採択後、本市議会から国に対して意見書を発出した経緯がある。

これらを踏まえ、事業者は住民が抱える不安への対策等を明確に示し、十分な説明の場を設けるなどの丁寧な対応に努め、事業に対する住民の理解を得たうえで計画を進めること。

(2) 事業実施区域周辺は、保育所や小学校などが近接し、事業実施による資材搬入や燃料輸送車両等の運行ルートに通学路も含まれることから、交通事故等の危険性も予想され、周辺住民の生活環境への影響が大きく懸念される。

仮に事業を実施する場合には、地域住民や通学児童の安全を最優先に検討し、十分な安全対策を講ずるとともに、学校並びに保護者との連携を密に図ること。

(3) 事業実施区域周辺は、住宅や田畠に囲まれ、特に夜間は静穏な環境が保たれた地域であるとともに、東日本大震災により被災された多くの住民が住宅を再建し、生活している地域もある。

事業者は、これらの状況を踏まえ、法令等で定める基準による判断のみならず、当該事業が地域住民の生活環境に与える影響を熟考し、事業の在り方を検討すること。

(4) 事業実施区域の選定にあたっては、東日本大震災の津波を踏まえて内陸部を基本としながら検討を行ったとあるが、二次選定の中に津波浸水の影響が想定される候補地が含まれるなど、理論的に絞り込みを行ってきたとは考えにくい内容である。

また、一次選定の要件項目に「輸送に適した道路」とあるが、「瓦山」周辺の県道・市道の幅員で「適した」と判断されたこと、及び事業実施区域周辺が住宅等に囲まれている状況にありながら、最終判断理由において「配慮が特に必要な施設からの離隔がとれる」とした内容について、それらの判断に用いた数値基準の内容・経緯などの詳細を示すこと。

また、浸水被害は避けたいとの事業者の判断を否定するものではないが、本来、火力発電事業については、工業地域等の用途地域を第一に検討されるべきものであることから、改めて事業実施区域選定の考え方を示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

当該発電所の稼働により排出される排ガスの影響により、地域住民への健康被害などを招くことがないよう、あらゆる対策を講じ、大気汚染物質の低減を図ること。

また、事後調査については、浮遊粒子物質だけではなく、窒素酸化物及び硫黄酸化物についても実施し、供用後は定期的な測定を行い、その結果を公表すること。

(2) 騒音・振動等

① 事業実施区域の敷地境界付近には、多くの住宅が存在するとともに、騒音は地形や気象条件によっても影響を与える範囲が異なることから、騒音の予測地点を増やし、季節毎の測定値及び予測値を示して再度評価を行うこと。

特に残土量低減と排気大気拡散を理由に、地盤面が方法書段階から 5m 上昇しており、事業実施区域の東側一部は、騒音遮蔽効果が期待されていた法面が無くなつたことで、騒音の影響が出やすい冬季に、西風の影響を強く受ける可能性が否定できないため、それら諸条件を加味した調査・予測・評価を再度実施すること。

また、騒音に関する苦情は、音の大きさのみで判断できるものではなく、本事業のように通年稼働する施設については、騒音レベルが低い場合でも煩わしさから苦情が発生することが想定されるため、地域住民に対し、騒音の程度を具体的に体感できる機会を設けるなど、住民の理解を得られるような対応策を検討すること。

なお、仮に施設稼働後において、騒音・振動に関する苦情が発生した場合は、解決まで責任をもって対応すること。

② 工事期間中における資材及び機械の搬出入における騒音や建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、周辺住民への影響を回避又は低減を図ること。

また、苦情が発生した場合は、解決まで責任をもって対応すること。

(3) 悪臭

事業者は、新規燃料 (G-Bio Fuel.P) の悪臭強度を 2.5 と判定され、燃料による悪臭の影響は小さいと評価しているが、当該燃料は一般に流通するものではないことから、現時点で、本市が悪臭の影響を想定することは困難である。

また、悪臭による影響については、騒音同様、気象条件によっても異なることから、仮に施設稼働後において苦情が発生した場合は、解決まで責任をもって対応すること。

(4) 燃料・輸送

① 方法書においては、パーム油の使用も計画されていたが、準備書においては、新規燃料 (G-Bio Fuel.P) の使用を前提としていることから、パーム油使用の可能性を明確に示すこと。

また、新規燃料 (G-Bio Fuel.P) が、FIT 対象燃料として、令和 4 年度に認定されると見込まれる中、当該認定を待たずに工事に着手（令和 4 年 2 月予定）する

計画となっていることから、現時点で見込まれる事業スケジュールの詳細を示すこと。

② 燃料輸送は、平日においてタンクコンテナ33台と想定されているが、タンクローリーを使用する可能性も示されていることから、車両によって積載量が異なる場合の最大発生交通量と車種毎の1台当たりの燃料積載量を示すこと。

また、1日当たりの輸送量を定めることは、その間、燃料輸送船が港に係留されたままの状態になることを意味しており、現実的な運用ではないようにも考えられることから、燃料輸送船の規模、積載量、及び一隻当たりの係留（運搬）日数を示すこと。

③ 燃料の輸送については、「狭い道路等安全上問題があると予測される場所については道路管理者との協議を行う」とあるが、問題があると予測される個所に対する具体的な対応策は本準備書で示されておらず、未だ道路管理者とも協議がなされていないことから、現状における対応策を明らかにすること。

④ 燃料輸送ルートについては、安全上の問題以外にも、大型車両の通行を想定した構造にはなっていないことから、あらかじめ道路管理者と協議を行うこと。

⑤ 工事中の資材等の運搬ルートについて、造成工事及びプラント建設工事で大型車両が、最大293台／日と計画されているが、運搬ルートに使用すると思われる市道については、大型車両の通行を想定した構造にはなっていないため、大型車両が通行した場合、市道の舗装等の損壊が予想されることから、工事着手前に市道の修繕等に關し、道路管理者と協議を行うこと。

また、農道に関しても、大型車両規制となることから、他の道路の通行を検討すること。

(5) 排水

① 工事中の排水計画について、既存の雨水排水施設に接続すると思われるが、接続が可能であるか工事着手前に管理者と協議を行うこと。

また、稼働時においても、調整池などを設置して放流することとしているが、調整池から既存の雨水排水施設に接続が可能であるか、計画段階で管理者と協議を行い、大雨等により、構内の調整池などから周辺道路や水路への濁水の流入、砂流失などが生じないよう、適切な排水対策を講じること。

② 方法書において、 $150\text{ m}^3/\text{日}$ と見込まれていた排水量が、準備書においては $31\text{ m}^3/\text{日}$ まで減少していることから、方法書と比較した相違点を詳細に示すこと。

また、温排水の影響について、「周辺への影響は最小限にとどまる」と評価しているが、想定される影響の内容を明確に示すこと。

③ 準備書（P 557）図6. 5-1 (1) に示されている流下経路で、地点2から5の一部区間において、流下方向と道路勾配が逆勾配となっているため、再検討を行うこと。

他の排水施設に接続を行う場合は、流量及び水路断面の検討も併せて行い、排水施設管理者と協議を行うこと。

④ 準備書（P 25）2-23に「下水道（※2023年度末（令和5年度末）までに敷設予定）に排水する計画である。※石巻市下水道計画による。」とあるが、石巻市流域関連公共下水道事業計画では、当該地区は令和8年度末までの事業計画区域であり、施工時期は未定であることから、下水道が敷設されない場合を想定した排水処理方法を示すこと。

(6) 地形及び地質

事業実施区域周辺には、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域並びに土砂災害危険箇所が存在することから、土地の改変を行う場合については、土地の崩壊などが生じないよう、十分な防止対策を講じること。

(7) 文化財

事業実施区域には、別紙遺跡地図のとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地須江瓦山A窯跡が含まれ、これまで現地確認調査を一部実施し、窯跡等も確認しており、今後も確認調査及び本調査を実施する必要があることから、関係部署と埋蔵文化財に関する協議を行うこと。

(8) 動物

事業実施区域及びその周辺では、国の天然記念動物であるカモシカなどの哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、多様な水生生物のほか、猛禽類の古巣なども確認されている。

本市では、昨年度「生物多様性地域戦略」を策定し、その中で豊かな生物多様性やその恵みを将来にわたり享受できる、自然と共生する社会の実現を掲げている。

このため、重要な生息環境が減少することによる生態系への影響も大きく懸念されることから、その意味を十分理解し、開発行為による影響を回避又は低減を図ること。

(9) 植物

事業実施区域周辺は、住宅や田畠に囲まれており、大雨等により構内の沈砂池や調整池などから周辺の水路等への濁水の流入などが生じることにより、多様な植物の生息環境が影響を受けることのないよう、適切な対策を講じること。

(10) 景観

林地開発行為により、発電施設及び付帯施設（鉄塔、送電線など）設置に伴う景

観悪化や生態系への影響も懸念されることから、自然森林の残地、周辺環境と調和した景観形成を実行するなど、環境保全措置を適切に実施すること。

(1 1) 廃棄物

発電所より発生する廃棄物について、各種法令等に基づき適正に処理すること。

(1 2) 温室効果ガス等

原産国での燃料製造に伴う年間の二酸化炭素排出量について、収穫、搾油等に係る農機等に使用する電力は、植物油 (G-Bio Fuel. P) を燃料とすることによりゼロとしているが、原産国での燃料製造に係る二酸化炭素排出量の詳細を示したうえで、事業実施による年間二酸化炭素削減量を改めて示すこと。

(1 3) 防災に關すること

事業実施にあたっては、大量の燃料を保管及び使用することから、火災発生に備え、消火活動を行う消防隊や消火活動に配慮した配置計画などをを行い、消火設備については事前に消防機関と協議すること。

地理院地図

GSI Maps



